

# 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年7月15日(金)午後1時30分～午後2時35分(議会会議室)

## ○出席委員(11名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	二階堂 武文
委員	尾形 武	委員	山岸 清
委員	渡辺 敏彦		

## ○欠席委員(なし)

## ○議題

- 1 特別委員会の運営方針等の確認
- 2 現在の災害対応指針等の確認
- 3 他市等のBCP
- 4 その他

---

午後1時30分 開 議

(宍戸一照委員長) ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開会します。

次第により議題を進めますけれども、先ほどの次第を開いていただいて、まず最初の項目1といたしまして、委員会の運営方針等の確認についてを議題として進めてまいりたいと思います。

委員長の発言の中で議会機能継続計画、先ほど来、長いということでご指摘もございますけれども、今後BCPということで、計画策定ということで置き換えて発言することをお許しいただきたいと思っています。

本日から当委員会が動き出すこととなりますが、所管事項の検討開始にあたり、当委員会の設置目的を改めて確認いたしたいと思います。ファイルGの②、特別委員会設置の件についてをご覧いただきたいと思います。設置目的としては、新型コロナウイルス感染症など新たな危機事象に対応し、議会機能の維持と早期回復を図ることを目的に災害対応指針等の見直しを図り、議会における機能継続計画を策定するためでありまして、また所管事項については、災害対応指針の改定並びに福島市議会機能継続計画策定の件、それから福島市議会災害対策会議設置要綱改定の件、それから福島市議会議

員の災害対応行動マニュアル改定の件であります。以上の項目について確認をさせていただきます。

続いて、次の項目に移りまして、議会機能継続計画策定の背景について確認しておきたいと思えますので、ファイルの③、指針等改定の背景についてご覧ください。よろしいですか。それでは、進めます。平成26年に議会基本条例策定特別委員会の中で条例に災害対応についての規定が盛り込まれましたことを踏まえ、福島市議会災害対応方針策定に関する小委員会が設置され、現在の災害対応指針、行動マニュアルについて検討が開始されました。

策定から8年が経過し、近年では地震、台風などによる災害が頻発しており、さらには新型コロナウイルス感染症の流行といった新たな事象が発生するなど、状況も変化してきました。また、令和3年には議会新型コロナウイルス感染症対策についても策定をされまして、これらの事象に対応してきておりますけれども、状況は刻々と変化しております。これらに対応するため、現在の災害対応指針等では想定していないものや不足しているものもあると思われ、また新たに皆様お持ちのタブレットの導入など、議員を取り巻く環境も変化してきております。

以上から、災害時や感染症にも対応し、議会機能も止めず、議会機能を継続、維持することが重要と考えられております。通年会期制の議会が非常事態でも活動できる体制が不可欠であるということは皆さんご承知だと思います。

検討内容の一例としては、感染症対応の行動基準や非常事態での議会運営、それから計画の実効性、また防災訓練、前回震度6弱の福島県沖地震が昨年起きたときには、本来ならば報告するべきであったのが、安否確認、これがなされていなかったというようなこともありますので、やはり常日頃から防災訓練の必要性なども考えられております。また、導入したタブレット、この活用という問題も一つの課題となって、現在まだ確定はしておりませんが、これらについても皆様と協議する必要があるのかなと考えておまして、以上が当委員会で検討する議会機能計画策定の背景であります。

現在の指針や行動マニュアルについては後ほど確認しますが、後ほどご覧いただきます他市の策定しているBCPを見ますと、本市の指針、またマニュアル、災害対策会議設置要綱など、またコロナ対策についても同様でありますけれども、他市の事例を見ても、ほとんどこれらの内容を含んだ、同市において制定しているものもほとんど同じであるということが見受けられます。また、BCPと本市の指針のようなものを2つ、2種類策定しているというような事例も見受けられないことから、他市においてはBCPに一本化されているというのが実情でございます。

委員長といたしましては、現在の指針や行動マニュアル、さらには設置要綱などの内容のほかに、想定していなかった事項や不足していると思われる事項を加えて、具体的で行動や判断の基準を分かりやすく記した議会機能継続計画に一本化してはいかかかと考えております。概念的に指針の改定ではなくて、後ほど説明をしますマニュアル等なども含めて、体系的に一つの計画として位置づけることが大切ではないかというふうに考えておまして、指針等を一つにまとめて、中に含まれるイメージ、さらには非常事態にいかん議会機能を維持する計画にするかなどが大切ではないかというふうに

考えておまして、委員の皆様と共にこの辺を協議しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、以上の方針についてご了解をいただければなと思っております。

【「了解」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) ありがとうございます。

それでは、これまで皆様から市議会の災害対応、先ほど申したような震度6弱が起きたときの対応や、それから今まで申し上げている設置要綱、さらには行動マニュアル等などの計画や、さらにはこれから進める計画策定について、各委員が今まで率直に思われてきたこと、課題などを各委員から発言をお願いできればなと思っております。

それでは、こちらのほうから、渡辺委員から、今までの経験を踏まえて何か、課題と思われることがあれば。

(**渡辺敏彦委員**) いや、当局でしっかり対応しているものというふうに承知しています。

(**白川敏明委員**) そうなのですけれども、常に緊張感を持って対応しなくてはならないかなと、こう思います。

(**石山波恵委員**) 議員になって半年過ぎでコロナ禍になってしまって、実際活動というものが経験できなく、また地震も2回大きなものがあり、自分が何をしたらいいか、会派で回ってきたLINEで安否確認などはやっていたのですけれども、自分が自ら動くというところの基礎の力というのはまだまだ学んでいなかったもので、改めて学びたいと思っております。

(**宍戸一照委員長**) 今石山委員から会派内でのLINEのあれはあったけれども、実際どういうふうに行動したらいいかと、その災害時において、議員としてどういうふうに行動したらいいかということ、まだ実際経験として実感していなかったということですね。

(**山岸 清委員**) 私は、逆に実感したのですが、3月16日か26の地震、あのとき事務局のほうから安否確認が来たのだ。あれっ、これは俺のほうから言うやつだったかと質問してしまって、しばらくなかったものだから、やっぱりその辺の意識がちょっと飛んでしまっていたから、やっぱり自分のほうから安否確認を事務局に言うのだという、震度5以上とかなんとかあってあったようだけれども、それを忘れていたということだから、さっき白川さんも緊張感と言ったけれども、やっぱり常にそれをやらないと事務局の人に余計な手間を取らせるなというのが反省であります。実績に基づいてと言われたから。

(**後藤善次委員**) もう一回質問をお願いします。

(**宍戸一照委員長**) 今までこの災害対応指針、さらには災害対応マニュアル、それから感染症対応についてなど、様々な指針とか取決め、それから皆様の手元にハンドブックというのを手渡されているわけでありましてけれども、それらについて各自がそれらを活用しての対応ができたか、さらにはこれから進める計画策定について、皆様方が思われる、考えられていることについて、率直な意見をお伺いしたいということでお願いしたところであります。

(後藤善次委員) すみません。ありがとうございました。

今回のコロナの対応については、形の見えないものに対しての対応をどういうふうにしていくかというの、災害の場合とは違って、私たちのやるべきことというものがどこまでなのかということ、市民の声をしっかりと行政に届けていくという、これはそういうことだと思うのですけれども、今回の指針策定にあたってはとても重要だと思っております。言ってみれば形の見えないものをきちんと文字にして、明確にするという作業なのかなというふうに感じています。

以上です。

(宍戸一照委員長) まさに後藤委員がおっしゃるとおり、コロナの対応ではなかなかそれぞれ住まわれている場所にもよるし、地域性にもよるしということで、どういうふうな行動基準があるのかというようなことが、コロナ感染症対応についてというような申合せみたいなのはありますけれども、実際議会の行動指針、どうのような行動をしたらいいのかというようなことについては明確な基準が示されていないということがやはり大きなことであるので、議員としても戸惑ったというのが実情ではないかというふうに思うのですが、そのような内容でいいですね。

(後藤善次委員) はい、結構です。

(尾形 武委員) 福島市議会災害対応指針というものがあまして、それが十分我々もそしゃくをして対応ができたかということに関しまして、やはり改めて再確認する必要があるのかなと思っております。そして、福島市の災害対策本部と、迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、連携を図りながら書いてありますので、そのような連携を図るためにはどうすればいいのかと、また必要な協力、支援は何なのだというのをやはりもう一度、災害、コロナを含め、自然災害が多発していますので、我々もそういった状況を鑑みながら対応に当たるべく新たな指針をつくるというのは大変いいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(宍戸一照委員長) 災害が起きたてのときに、震度6とか起きたてのときに、議員のほうから当局にいろいろと要望を出すと、当局も混乱している上にさらに混乱するというのが現実でありますから、やはりそういうときは控えるべきではないかという、本市としてもそういうようなことが指針の中ではある程度議会がまとめてというようなことがあるのだけれども、具体的な行動については記載されていないということ、それから市議会の災害対策本部が実際に設置されて、それに基づいて当局に対して様々な意見の取りまとめとかをしたかという、現実問題としては災害対策会議が設置されなかったというのが現実でありますので、その辺も見直しが必要ではないかということですね。

(二階堂武文委員) 改めて今まで自分の中でやっぱりきちっと整理していなかったというのを実感しているのですが、ちょうど議員研修誌、地方議会人の6月号で、デジタル時代の業務継続計画ということで、議会をとめるな！という特集が組まれていて、すごくタイミングが合っていたものですから、関わる人でコピーを取って、ちょっと事前学習をさせていただいてはあったのですが、先ほども出てまいりましたが、本当にやっぱり使えるものにしていかなくてはならないという部分と、片一方で私

どももこのタブレットが貸与されたりなんかで、デジタル化が議員活動においても進んでいますので、ここでの情報の共有化であったり、よりスピーディーな対応をどうしていくかということで、ここで改めてちょっと整理をして、使えるものにしていく、一本化して、使えるものにしていくという今回の整理作業というか、改定というか、すごく大事なことだなと思っております。

(宍戸一照委員長) つまりこのタブレットの活用と、位置づけと活用というふうに今の二階堂さんの発言は理解してよろしいですか。

(二階堂武文委員) はい。

(佐々木優委員) これまで災害とかで議会が止まるという状況って私も考えたことがなかったなと思って、それは一体どういう状況なのかとか、具体的にこういうことが考えられるよねというようなことを共有できれば、なお私たちもそれに対する行動が見えてくるのではないかなというのがあるので、具体的にどういうことが起こると止まる可能性があるかということをもっと知りたいなというふうに思いましたし、ここでは新たな感染症に対応したということも触れられているので、確かにこれまでのコロナよりもっと大変な感染症なんかも発生する可能性は十分あるので、そこに対する研究もしていくということは大事だなというふうに思っています。

(宍戸一照委員長) 3期、4期以上の方かな、東日本大震災を経験しているのは。あのときは、本会議開会中で、一時休会となって、議会が止まったと。それで、3日間議会があれして、月曜日に一応集まって、それからということで、それが先ほどの議会基本条例ができるときの災害対応指針についてということで、全国的にも議会基本条例に災害対応指針を入れたというのは、手続きを入れたというのは極めてまれなケースとして、議会に行政視察というのが相次いだ事例がありますので、経験はしているのだけれども、それ以降なかなか改定とか見直しとかなかったというのが現実なのかなということと同時に、コロナの感染症、それにこういうふうな感染症対応ですね、コロナに限らず、目に見えないもの、これはもう一つ言えるのは放射能対応とかというのはありますけれども、それもやっぱりそのときにいろいろと議論になった経過がございますので、その辺も見直しということで。

(羽田房男委員) まず、先ほど委員長のほうから議会機能継続計画策定特別委員会、長ったらしいので、BCPと呼びますよというようなご発言があったので、この特別委員会設置の件のところにそれは書かなくていいのかなというのは率直に私は思ったところです。設置目的、委員長のほうから示されたように、新たな危機事象だったり、災害対応指針等の見直しを図るということですから、現状における私たちが考え得るもの全てをこの特別委員会の中で集約ができればいいのかなというふうに思っているところです。以前は、各常任委員会の視察も半分は本市に残って、危機管理、災害対策とか、そういうことに残りますよというのが昔の常任委員会の対応だったのですが、今はそうではなくて、3つの委員会が行ったりすることがあるものですから、そういうものを振り返りながら、どうあるべきなのかということ、私たちが決めて、私たちがやることですから、これは私たちが決めて、当局にお願いするものではなくて、私たちが議論して決めたものを私たちが実践をするということですから、

そういう詳細に関しても、文言的には入れるとか入れないとかは別にしても、そうだよねというところでは了承がされれば、常任委員会の委員長もいらっしゃいますから、そういうところで議論になればいいのかなというふうに思います。この設置目的のとおりに進めていただければというふうに思います。

以上です。

(**宍戸一照委員長**) 最初のBCPについては、正式に議決するときとか、報告するときとか、何々について協議しますというときには正式な名前は呼ばさせていただきますけれども、ただこの会話の中で、私も舌が回らないときがあるので、BCPというふうに略させていただいて言わせていただいでどうかなということで事務局には提案したのですが、事務局、その辺どうでしょうか。

(**議事調査課長**) まず、正式な名称につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、6月定例会議にこちら設置の件ということで、議会機能継続計画策定の特別委員会となっております。この議会機能継続計画ですが、これ英語で言いますとビジネス・コンティニューイティイー・プラン、一般的には業務継続計画なんていう場合が多いのですけれども、ただ議会は議会の機能が業務かという、ちょっとそこはどうかということで、機能という形になってございますが、一般的にはBCPが通じがいいというような整理でございます。正式には記載の名称でのというところでございますので、委員会の中でのやり取りの中では委員長おっしゃるとおり略称をお使いいただいて、正式な場面では正式なお名前という整理でお進めいただければよろしいのかなと思うところでございます。

(**羽田房男委員**) 大津市の業務継続計画、BCPというふうに参考資料で出ておったので、そういう意味でBCPという文字を特別委員会の中のこのところのスタートにあたって入れなくてもいいのかなというのが率直な疑問だったものですから、大津市と所沢市かな、この参考資料に出ていますので、なるほど、業務継続計画と。名称は違いますけれども、こちらは業務継続計画になっていますけれども、そういう意味で、いいのかなというふうに思ったものですから、それは了解です。

(**宍戸一照委員長**) 正式な採決とか、そういうときにはしっかりと正式名称で読ませさせていただきますけれども、皆様との会話の中では略してということでご了解いただければと思います。

(**羽田房男委員**) 分かりました。

(**宍戸一照委員長**) それから、先ほど、私らも記憶があるのですけれども、期数の多い議員は、昔は行政視察は半分ずつなのだよと、万が一、それは全くそのとおりで、万が一何かが起きたときにあれだから、半分ずつ行きましようよというような以前は申合せがあったのだけれども、最近は日程が多々重なっているの、一遍にやろうとか、そういうふうなことも多いということだから、やはりその辺も、今おっしゃったように、議論してみるあれがあるのか。あとは、もしくは議会事務局も例えば参集範囲がどうなのかという問題と同時に、議会も一時的に災害対策会議とか本部が設置されたときにどういう方が参集するのかとか、いろんな項目の縛りがあると思うので、その辺はこれからの議論の中で煮詰められていけばいいのかなというふうに考えておりますが、いかがですか。

(羽田房男委員) おっしゃるとおりです。

(宍戸一照委員長) 皆様から今いろいろと意見、課題等をいただきましたが、それらについてはその都度整理させていただきましたが、これから整理をして、議論の中で課題として挙げて、捉えていければと思いますので、そのような対応の仕方よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、そのように、今皆様からおっしゃっていただいた様々な課題、意見については今後の協議の中で取り込みながら進めてまいりたいと思います。

次に、今後のスケジュール、早い話でありますけれども、今後のスケジュール、どういうふうに進めたらいいかということで、資料の4、議会機能継続計画策定特別委員会の今後のスケジュール案についてをお示ししたいと思います。こちらの示しました案でありますけれども、議会機能継続計画の策定を当委員会は目標としているということでもありますから、その計画策定に向かって、先ほど来申し上げている指針の見直しなどを含めながら、最後の目標としては継続計画策定ということを進めてまいります。取りあえず我々は6月に終わりますとすぐ改選ということでもありますから、できれば令和5年の3月には、検討を進めて、完了して、計画策定というふうにいきたいなど。忙しい話で大変申し訳ないのですけれども、そういうふうな中でのこの日程というものを組まさせていただきます。10月は月2回ということで、ここは行事が立て込む中で月2回ということ。それから、11月。12月は本会議がありますけれども、ここにも入れると。そうした中で、一応令和5年の3月を目標にして進めたいと思いますけれども、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なるべく皆様のご協力いただきながら、課題を整理しながら、そのように進めてまいりたいと思いますので、令和5年の3月を目標として、3月の本会議までに提案をしたいということでご了承いただければと思います。

続きまして、協議の進め方ということで、本日の第2回の会議はこの後、現指針について、期別の多い方は復習ということになりますけれども、期別の若い方についてはもう一度確認をしていただくということで、本市の指針、会議、それから行動マニュアル、さらには先ほどの感染症について、そして他市のBCPの事例を確認していきたいと思います。

そして、第3回目、次回の、この次の第3回目につきましては、取りあえず今皆様からいただいたご意見等を踏まえながら、議会機能継続計画の骨子、構成、どのような構成にしたらいいか、先ほど来申し上げている指針とか、マニュアルとか、対策会議の設置要綱とか、そういうものを取り込みながら、指針について、骨子の考え方について正副委員長案をお示しして、今までの指針等の整理と、さらには規定の見直しなどを含みながら整理をして、確認をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第4回につきましては、ご了解いただいた骨子に基づきまして項目ごとに、骨子に基

づいて項目ごとに正副委員長案をお示しさせていただいて、検討する流れとしたいと考えております。

そして、令和5年の3月には議会機能継続計画の策定と委員長報告というのを行うスケジュールで進められればと考えておりまして、先ほど申したように、時には月2回の開催もあるタイトな日程でもありますが、ご理解をいただければと思います。

以上が本特別委員会の運営方針でありますけれども、今の方針に対しましてご意見のある方はお述べいただければと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、以上のような運営方針に決定させていただきます。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

続きまして、次第の2として、現在の災害対応指針等の確認ということで、現在の災害対応指針等の確認を議題としたいと思います。

進め方としては、既に委員の皆様はご承知でありますから、どうでしょうか。⑤から⑩までの資料、基本条例、指針、対策会議設置要綱、さらには行動マニュアルについて、事務局より一括で説明をしていただいて、その後質疑ということでよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) では、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、事務局、お願いいたします。

(**庶務係長**) それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の⑤、基本条例の抜粋のほうをご覧くださいと思います。今ほどあったように確認になってまいりますので、ご了承いただければと思います。

まず、基本条例の前文が記載がございます。1行目のところでございますが、議会は二元代表制の一翼として、議会機能を最大限に発揮しなければならないというようなことが記載。また、4行目でございますが、市民を代表する議決機関であるということを常に自覚し、議会の体制の充実を図り、政策提言を積極的に行うということが記載されてございます。これらにつきましては、通常時はもとより、非常時においてもそういった役割が議会に求められているというようなことでご認識いただければなというふうなところでございます。

そういたしまして、基本条例の第3章、こちらのほうに災害対応の規定がございます。第6条と第7条でございます。第6条でございますが、東日本大震災の被災地としての経験等を踏まえ、大規模災害時における被災市民の救援、災害復旧のために、非常事態に即応した議会の活動方針について定めたものというふうになっております。

災害時における議会の活動は次のとおりということで、4つ記載がありまして、1つが緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう体制を整備する。2つ目として、議会としての対応策を協議または調整するための会議等の開催。3つ目、災害の状況調査並びに市民の意見及び要望の把握、

または市長等に対する情報提供や提言等、また関係機関に対する要請などがございます。4つ目としましては、市民への積極的かつ適切な情報提供というようなものが基本条例の中で議会の活動として定められているということでございます。

その次、第7条でございます。こちらについては、災害時における議員の対応方針ということで規定がされてございます。第6条の規定により活動するとともに、議員個人としての活動については、議会の災害対応方針に基づき、必要な役割を果たすものとするということで第7条に定められているということをご認識をいただければというふうに思います。

続きまして、⑥の資料、議会基本条例運用基準の抜粋でございます。こちらをお開きいただければというふうに思います。2番として、災害時における議会及び議員の活動というところの記載がございます。(1)としまして、基本条例の第6条の規定による災害時における議会の活動については、次に定めるところによるということ、2つございます。これから確認いたしますが、①として福島市議会災害対応指針のとおり、②としまして福島市議会災害対策会議設置要綱のとおりということで、この2つに基づき、災害時には議会は活動するという運用基準の中で記載がございます。

また、(2)としまして、基本条例の第7条の規定による災害時における議員の活動については、次に定めるところによるということで、こちらが福島市議会議員の災害対応行動マニュアルのとおりということで、議員としましては災害行動マニュアルに基づき行動するということが運用基準の中で記載がされているというものでございます。これらの規定が災害対応指針等の規定の設置根拠となっているというようなことをご認識いただければなと思っております。

そうしまして、抜粋なので、番号飛んでいますが、10番としまして休会期間中の待機という項目を載せてございます。(2)をご覧いただきたいと思いますが、議員は、会議の期間以外の休会期間中においては、原則として個人活動、議員活動及び会派活動に制限はないが、携帯電話等により常に連絡が取れる状態にしておかなければならないとあります。つまり通常時はもとより非常時においても連絡が取れる体制を取っていただく必要があるということなのかなというふうなところでご紹介をさせていただきます。

運用基準の説明については以上になりますが、なお本特別委員会において、例えば災害対応指針等の名称ですとか、そういったものが変わって、議会機能継続計画などの名称が変わったときに、先ほどご説明した2番のところ指針ですとか要綱とかの名称がありますので、その場合、この運用基準の改正が必要になります。この運用基準については、議会運営委員会の確認事項となっていますので、その際は議運のほうで協議等が必要になってくるということをご認識をいただければというふうに思います。

次でございます。⑦の資料でございます。災害対応指針、こちらのほうについて改めて確認をしていきたいというふうに思います。対応指針の1番としまして、基本方針が記載がありますが、この前半部分はさきに確認した基本条例について述べているところでございます。

2段落目のまたからの段落の中ほどですが、大規模災害時には、議会本来の機能とは別に、特に初期を中心に被災市民の救援と被害復旧のため、市当局と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。このため、本市議会は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の体験を踏まえ、緊急時における総合的かつ機能的な活動を図るための体制整備として、大規模災害時の議会としての対応の基本方針を定めるとありまして、次の4つを定めているというものでございます。

1つ目としまして、福島市災害対策本部、当局の災害対策本部、こちらが迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、連携を図りながら、必要な協力、支援を行うこと。2つ目として、国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧復興の取組をバックアップすること。3つ目として、広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。4つ目としまして、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うことということで、議会の基本方針ということが定められているというものでございます。

そのページの下段のほうですが、括弧で議会の対応方針ということが記載がございまして。基本方針の中の議会の対応方針として5つほど記載がありますが、①としまして、災害対策本部が行う災害対応に最大限協力をするとともに、国、県、関係機関に適時適切な要望活動を行い、市の復旧復興の取組をバックアップする。2つ目として、議長は、副議長と共に、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。3つ目、議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ福島市議会災害対策会議を設置し、その状況に応じて、災害対策本部へ要請等を行う。4つ目、議員は、地区自主防災組織と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。5つ目、特に災害初期において、市当局が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議を経由して提出するというところで記載がございまして。基本方針の中に議会の対応方針ということで5つ記載がされているというところでございます。

次に、2番として、議会の災害発生時の対応が規定されてございます。大きく2つございまして、災害発生時からおおむね24時間が経過するまでの初動期と議会が通常の機能を回復するまでの初動期経過後ということで、2つに分けて記載されているところでございます。

初動期でございまして、まず会議開催中の対応ということで記載がございまして、まず安全確保と議員の地域での支援活動についてが記載がされているものでございます。

(2)として、議員の対応についてでございまして、大規模災害判断基準に基づき、自ら事務局へ安否連絡をすることや地域での活動について規定がされているものでございます。

(3)として、議会の対応がございまして、こちらがまず災害対策会議の設置などについて規定がされているというものでございます。

その下段でございまして、初動期経過後の規定でございまして。(1)として、議員の対応、こちら

については連絡体制の確立と地域での共助の取組への協力、市民への正確な情報提供について定められているものとございます。

(2) としまして、議会の対応としましては、議員への情報提供や当局との連絡調整、要請、関係機関への要望のほか、早急に通常の議会機能が回復できるように努めること、また通常の議会機能が回復できたと判断される場合においては、災害対策会議において、議会活動による対応を開始することを協議し、災害対策会議を解散することなどについて規定されているというものとございます。

次に、3番でございますが、大規模災害の判断基準が記載されてございます。こちらについても2つありまして、議員の安否の連絡をする場合の判断基準ということで記載があつて、1つとして、全議員が安否連絡をしなければならないものとしたしまして、3つほどありますが、震度6弱以上の地震が発生した場合など、3項目が記載されてございます。

また、(2) としましては、被災地区の議員が事務局に安否連絡をしなければならないものということで、大雨等で避難指示等が発令されたときなどの記載のとおりの内容が規定されているというところでございます。こちらが福島市議会の災害対応指針となるものとございます。

次に、⑧の資料でございます。福島市議会災害対策会議設置要綱でございます。今ほどご説明した指針の中にも会議を設置することができるということになってはいますが、基本条例の第6条の第2項に定める会議の設置要綱ということでございます。

この設置要綱の中の第2条、設置について記載がありますが、議長は、福島市議会会議規則の第159条第2項ただし書に規定する協議等の場として、災害対策会議を設置することができるものと規定されているものとございます。設置できるのは、その記載のとおり、(1) から (6) までの内容に関わるものとございます。

第3条に会議の組織がございまして、会議の組織は、正副議長、会派代表者、議会運営委員長、各常任委員長ということで定められているものとございます。

所掌事務につきましては、第5条に記載がありまして、(1) から (6) にありますが、こちらの内容が所掌事務として定められているものとございます。

続きまして、⑨になります。⑨の災害対応行動マニュアルをご覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましては、大規模災害時の議員の行動について定めたマニュアルということで、先ほどあつたとおり、災害時には議員はこの行動マニュアルに沿って行動するというものとございますが、災害発生時からの議員の対応の内容でございます。主に安否確認の方法のほか、災害対策会議からの情報の伝達方法、それから議員から災害対策会議への情報伝達などについて定められているものとございます。

詳細は、あとご覧いただきたいと思ひますが、これらが規定されているマニュアルということで、皆様これに基づいて行動いただきたいということを定められているものとございます。

次に、⑩番の資料、福島市議会の新型コロナウイルス感染症対策についての資料でございますが、

こちらをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染が市内においても確認がされた令和2年3月から福島市議会として協議、確認されたコロナウイルスの感染対策について、随時更新をかけながらまとめてきたものでございます。傍聴時の対応ですとか、議員が体調不良や感染確認がされたときの公表の仕方ですとか、議場、また委員会室の感染防止対策など、それから視察の対応などについて、これまで代表者会等で確認して、取ってきた対応についてまとめた資料となっております。

今後、議会機能継続計画、こちら策定、今後協議していく中にあたっては、感染症の部分についてはこの対策がベースとなってご検討いただくような形になってくるのかなというふうに考えておりますので、いま一度内容のほうをよくご確認を後ほどいただければなというふうに思います。

説明は以上でございます。

(**宍戸一照委員長**) 今資料の⑤、本市の基本条例の抜粋から新型コロナ感染症対策についてまで説明がありましたけれども、皆様のほうからこれらについて確認したいこと、もしくは不明の点とかあれば、ご質疑お願いいたしたいと思います。特段ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、特段ないようですので、次に進みたいと思います。

次に、他市のBCPを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

(**庶務係長**) それでは、参考資料としておつけしております3つの議会のものについて、詳細については説明は省略させていただきますが、簡単にご説明させていただきたいと思います。

まず、参考の1、大津市議会でございます。すみません。その前に、今回お示ししたものは、参考として3つの自治体のものがございます。福島市と同規模程度の人口の自治体で、近年、近い中で新型コロナの対策を盛り込んだ議会のBCP計画ということで、3つほど参考として載せさせていただきました。

参考1の大津市議会でございます。こちらにつきましては、大津市議会は地方議会で初めてBCPを策定した自治体と、議会ということでございます。平成26年3月に策定しております。大津市議会のほうでは見直しを複数回これまで行ってきています、コロナ以前も含めて。令和2年の8月に新型コロナ対策を初めて追加をしているようでございます。その後も随時見直しを行って、令和4年3月に第6版というような形で、大変苦勞しながら様々な事象を検証、検討して、追加しているというようなものでございます。

資料の76から77ページに改正履歴が載っていますので、後でご覧いただきたいと思います。

それから、参考の1の1でございますが、大津市議会のハンドブックというものがあります。大津市議会では、BCPを基に議員が災害時にどういった行動をするのかというようなものですとか、組織体制について、簡単に計画をぎゅっと凝縮してまとめたものをハンドブックというような形で作成

し、議員が常に携帯しながら、災害時等の対応に当たれるようなものを作っているということで、参考に載せさせていただいたものでございます。

次に、参考の2のほうの豊島区議会でございます。こちらにつきましては、豊島区のBCPにつきまして、特徴としまして、ページでいいますと15から26ページ辺りにまたがるのですが、災害時の議会活動について、発災時の本会議招集ですとか、議案審議、採決について、発災タイミングを8つのケースに分類して、ケースごとにどういった対応するかというようなことを細かく計画としてのせているというふうなところが特徴的なものになっております。

あと、3つ目の所沢市議会でございますが、大津ですとか豊島区に比べますとページ数はぎゅっと少ないのですが、必要な内容をコンパクトにまとめているのかなというふうにも捉えております。また、所沢市議会においては、このBCPについて、議会改革特別委員会ということで、本市と同じように特別委員会において検討して、策定してきたというふうな経過があるようでございます。

今回3つの議会の資料を参考として載せさせていただきましたが、これにとらわれることなく、あくまでも参考ということで捉えていただければと思います。これ以外の議会におきましても様々なBCP計画をつくっている議会はほかにもたくさんございますので、インターネット等でも検索すればヒットはすると思いますが、必要に応じてその他のものも興味があれば見ていただければ参考になるのかなというふうに思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

(**宍戸一照委員長**)今事務局より3市区のBCP計画について概説的な説明がございましたけれども、皆様のほうからこれについて何かご質問があれば述べていただきたいと思います。

(**山岸 清委員**)今は概説説明でいいのだけれども、やっぱりこれは一旦個々に目を通したほうがいいのではないの。今ここですぐといても出ないから、一回持ち帰って、勉強して。だって今疑問点出てこないよ。さっぱり分からないのだ。今出てくるのは天才だよ。

(**宍戸一照委員長**)今山岸委員のほうからございましたように、あくまでも概説的な説明でございます。あと、基本的に言えますことは、本市の先ほど来申し上げている指針、設置要綱とか、あと感染症対応とか、あとマニュアルとか、これらについてはおおむね、本市の議会の努力もありまして、ある程度まとまっていると、それを一体的に、包括的に計画として策定するということがこれからの作業になるかと思っておりますので、なお今山岸委員から貴重なご意見がございましたので、一度皆様には目を通していただいて、これから議論の中での貴重な資料として参考にしていただければと思います。

ほかにもございますか。

(**羽田房男委員**)先ほど齋藤係長からご説明あって、特別委員会を設置して業務継続計画を策定したと言われたのは豊島区。

(**庶務係長**)所沢。

(**羽田房男委員**)所沢ね。分かりました。すみません。

(庶務係長) ちょっと補足させていただきます。

今ほどあった件に関連して、大津市議会では検討組織は政策検討会議という会議で検討しております。豊島区議会におきましては、議会改革検討会でございます。所沢市議会は、議会改革特別委員会ということで特別委員会でございます。ただ、所沢市の特別委員会もBCP以外も所管事項として検討しておりますので、BCPに限ったものではないということでご認識いただければと思います。

(山岸 清委員) 一番は所沢の目的のところを書いてある、東日本大震災の際に問題となったように多くの自治体で専決処分が行われるなど、二代表制の一翼である議会の基本的な機能を果たせなかったという経験と教訓があるということ、これは私うんと重く受け止めたの。というのは、あのとき3月はちょうどうちのほうは予算議会で、当初予算で、村山さんが質問に出ていて、突然来たやつで、そしてさっき委員長報告したとおりなのだけれども、やっぱりあのときは災対本部も市の当局もやらなければならない、そして議案、この予算議案どうしたらいいのだというところで、やっぱりそれは審議はしないけれども、結果的に採決したというやつ、あれほどの辺までやればよかったのかなという問題意識は今も持っているの。あれ予算議会でなくて、何でもない、6月も9月も12月、その間にあったやつでどうこうというのならば、もっとやれたのだろうけれども、たまたま予算議会と災対本部設置でしょう。どうにもならなかったなという気はしているのだけれども、やはり議会としてはどうしたらいいのかなという研究課題は今でも思っているの。研究課題で、やっぱり勉強はしていないのだけれども、今後この委員会で議論していくのはいいことだなと思っております。

(宍戸一照委員長) ただいま山岸委員から豊島区のここの二代表制の……

(山岸 清委員) 所沢。

(宍戸一照委員長) 所沢。というふうなくだりの部分は、各今例を申し上げた大津市、豊島区、所沢市、3市ともここの部分は目的の中の冒頭に必ず記載されているのですね。これがやっぱり議会としてBCPを策定する肝になるのかなと。いかに議会機能を継続させるかと、そこは責任を果たさなくてはならないというのが今山岸委員からもやっぱりある面においては自責の念も込めて、どうしたらよかっただろうと。

(山岸 清委員) 3月予算のときいつも地震が来てくれればありがたいなと当局思ったりしてな。

(宍戸一照委員長) それのような事例も本市は体験をしているということでありますから、それらを踏まえて、今後このBCPを作成してまいればなということでの今の山岸委員からの問題提起ということでございます。

ほかにございますか。

(渡辺敏彦委員) 議会があつて、当局があつて、市民があるのだけれども、当局のほうのマニュアルかな、そういうのがあるとすれば、例えば条例とか何かつくれば、職員の役割とか市民の役割とかつていろいろ書かれてくるのね。当局のマニュアルの中に市民の役割というのがあるとすれば、それと我々議員の役割の整合性というのが多分出てくると思うのだ。例えば何かあったときには助けるのが

市民として当たり前だ、それが当局の何か決まりの中で明文化されていれば、当然こっちも入れなくては変なのでしょう。一翼を担うのだけれども、市民と同じレベルの部分については何でかんで入っていないのではないのだ、多分。だから、当局のマニュアルというものはあるのかい。職員が何するとか。あると思うのだ。その中に市民の役割と入っていれば、その辺も参考にしないと、多分前に進まないのではないかと思うのだけれども。だから、別のやつだと困るでしょう。議会は市民と違うのだよみたいな形になってしまう。その辺ちょっと調べてみてくれないかい。市民の役割があれば。子どものがお条例とか、いろいろ条例つくると、書くでしょう、市民の役割とか。あれ理念条例だけれども。そういうのがもしあれば、整合性を取るためにちょっと教えていただいて、参考にしてもいいのかな。なければ、こっちで頑張るけれども。

(議会事務局次長) 当局側のBCPにつきましては、市の職員の各部署での業務の優先順位、そういったものを定めた計画でございまして、市民の役割とか、そこまでは踏み込んだ計画にはなっていないかったようにちょっと記憶しているので、その辺は確認させていただきます。

(渡辺敏彦委員) だから、それはBCPだとそういうふうになるのだ、多分。でも、条例とか何かの中で市民の役割というふうに記載で具体的に何か書かれているというやつはないのであればいいのだ。ないのかい。

【「業務継続計画だからね」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) その辺のところを調査してみただいて……

(渡辺敏彦委員) 災害とか何かのときに整合性が取れなくなるのだと思うのだ。

(宍戸一照委員長) 参考資料として、今の渡辺委員の問いに対してお答えできれば、こうだよということが分かれば。

(議会事務局次長) 当然当局側の計画とか、そういったものとの整合を図らなくてはいけないので、その辺は確認をさせていただきたいと思います。

(宍戸一照委員長) あと、当局で危機管理の推進として災害対策会議というのもできるわけだから、それの中での事務局との連携、議会で災害対策会議をつくれればそれとの連携、整合性とか、そういうのもあると思いますので、その辺も確認しておいてください。

ほかにございますか。

(尾形 武委員) 先ほどの渡辺委員と関連するのですがけれども、各町会に自主防災組織が組織化されているはずなのだよね。だから、そっちのほうのやっぱり議会としても町会の一市民でありますので、その関わり、そのリーダーシップとなるべき対応の仕方とか、そういうようなのも必要なのかなと思うのですがけれども。

(宍戸一照委員長) 今尾形委員から問合せがあったことについては、これからBCPを策定の際に地元においてなすべきこととかは、3市の事例を見ましても記載されているので、それはこれからの議論の中で、まず議会に出る、それまでの間は地元において、参集されるまでの間は地元においてそれ

ぞれの役割を果たしなさいとか、いろいろと書いてある、記載されているまちとか区もございますから、それらも参考にしながら、議会に参集するまでの間は地元での災害対応なり、あとは調査なりをしなさいと、議員の役割としてというような、それまでの間の役割についてなども記載されていることがありますから、それは今後の議論の中で皆さんと協議を進めていけばいいのかなというふうに考えておりますので、今後のテーマとして協議をさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それでは、ただいまの資料についていろいろと説明をいただきましたけれども、なければ正副委員長からは以上でございますけれども、最後にその他といたしまして、皆様から何かこの際発言がございますか。

【「次の会議はいつなんだい」と呼ぶ者あり】

(**宍戸一照委員長**) それについては、これから協議をさせていただきたいと思います。

それでは、なければ、以上で本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会といたします。

午後 2 時35分                      散      会

議会機能継続計画策定特別委員長                      宍戸 一照